ACSES ニュースレター_２０２８号（2021 年２月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇ガソリンが漏えいする危険性があるガソリン携行缶－当該品をお持ちの方は販売元にお問い合わせください－〈国民生活センター〉
◇小さい子は福豆食べないで　誤嚥で重大事故相次ぐ　節分の日〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・冬の死亡事故に注意！除雪機で 19 件、一酸化炭素中毒で 17 件
～除雪機の安全装置を正しく使う、発電機は室内で使用しない、温水機器や暖房器具使用時はこまめに換気する～〈製品評価技術基盤機構〉
◇事故、事件の続報
・不正論文もとに臨床研究、参加した患者に影響は？阪大〈新聞報道〉
・旭川医大前病院長、解任撤回を要請　「第三者委、調査すべきだ」〈新聞報道〉
・三重大病院…不祥事で麻酔科医一斉退職　背景にパワハラ「今辞めたら共犯者」〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について〈環境省〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・高浜原発の再稼働、地元町長が同意　老朽原発では全国初〈新聞報道〉
・東海第二原発の避難所、収容数を過大算出　1.8 万人分〈新聞報道〉
[大震災対策]
・大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第３号）〈官報〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 人事院規則一〇－四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１０－４－３４）〈官報〉
[4] 事務届出書類の押印廃止
◇特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（厚生労働省告示第 32 号）〈官報〉
[6] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　１件　[公募結果、意見募集結果]　１件
[7] その他省庁発表　１件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　１件
[9] その他

大犬の陰嚢（オオイヌノフグリ）

◇インフルエンザ、感染症関係：６件
[付録]
◇データ非公開の日本、変異種に後手
　「英国変異株」だけ警戒は意味なし…もっと怖い型が流入済み？ 専門家が指摘する二つの根拠<Web 報道>
◇「日本の科学を元気にする普及団体を」　若手らが設立へ<新聞報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇ガソリンが漏えいする危険性があるガソリン携行缶
－当該品をお持ちの方は販売元にお問い合わせください－

＜国民生活センター　2021 年２月１日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210201_1.html

ガソリン携行缶に関する商品テストを実施していたところ、消防法令で定める試験基準に一部不適合であったため、キャップからガソリンが漏えいする危険性がある商品があることが分かりました。

「エマーソン　ガソリン携行缶Ｒ（アール）」（写真）をお持ちの方は、商品に貼付されたロット番号を直ちに確認してください。対象ロットに該当する場合には、直ちに使用を中止して、販売元であるニューレイトン株式会社にご連絡ください。なお、当該事業者では、同じ仕様のキャップを使用している他の品番についても交換の対応を行なっています。詳細は当該事業者の社告やホームページでご確認ください。

消費者へのアドバイス

当該品においては、キャップの不具合によりガソリンが漏えいする可能性があるものが混ざっていました。ガソリンが漏えいした場合、付近の火気や火花で引火する危険性があります。

販売元であるニューレイトン株式会社によると、当該品のキャップは同社製の複数の品番のガソリン携行缶にも使用されており、対象となる品番や対象ロットはニューレイトン株式会社のホームページでご確認ください。対象ロットに該当する場合には使用を中止し、ニューレイトン株式会社にご連絡ください。

事業者による社告

ガソリン携行缶キャップの不具合のお詫びとお願い（ニューレイトン株式会社）
http://www.newrayton.co.jp/%E3%82%AC%E3%82%BD%E3%83%AA%E3%83%B3%E6%90%BA%E8%A1%8C%E7%BC%B6%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%83%E3%83%97%E4%B8%8D%E5%85%B7%E5%90%88/

◇小さい子は福豆食べないで　誤嚥で重大事故相次ぐ　節分の日

＜毎日新聞　2021 年２月２日＞　https://mainichi.jp/articles/20210202/k00/00m/040/023000c

節分の福豆、小さい子には食べさせないで――。２日は節分。節分といえば豆まきが定番だが、ここ数年、子どもの豆などナッツ類の誤嚥（ごえん）による死亡を含む重大事故が相次いでいる。消費者庁は今年から対象年齢を３歳から５歳に引き上げて、ホームページ（ＨＰ）などで注意を呼びかけている。

東京都内の会社員の母親（４０）は小学生の子どもが２人いる。子どもには未就学の時から毎年節分の豆を食べさせ、普段も夫がナッツ類を食べていると子どもも一緒に食べている。女性は「（誤嚥事故の）ニュースを見ると怖くなり、そのときは気をつけようと思うけれど、つい忘れがちになってしまう」と話す。

都内に住む公務員女性（４０）も、未就学児を含む娘２人に節分の豆を毎年食べさせていた。預けている保育所は節分に今年も豆まきをする予定で、女性は「保育所では食べさせるのだろうか」と気をもむ。

豆類など食品による子どもの誤嚥事故が相次いでいる。

消費者庁が厚生労働省の人口動態統計の調査票情報（２０１４年から６年間分）を基に、独自に分析したとこ

ろ、食品の誤嚥による窒息で、１４歳以下の子どもが８０人死亡していた。そのうち５歳以下は７３人で９割を占めた。また、２０１０年～昨年１２月末、全国の医療機関から同庁に寄せられた情報のうち、１４歳以下の子どもの食品事故情報（窒息や誤嚥）は１６４件あり、そのうち５歳以下の事故が１４１件で８６％を占めていた。昨年２月３日には、松江市の認定こども園で、節分の行事中に４歳の園児が豆を喉に詰まらせて死亡している。

なぜ子どもの食品事故が相次ぐのか――。

武蔵野赤十字病院特殊歯科・口腔（こうくう）外科部長の道脇幸博医師によると、乳幼児には食べ物が誤って喉頭や気管に入らないようにする「気道防御」の発達が十分でないことが、一番の理由という。

さらに、豆やナッツ類は、よくかんで（咀嚼（そしゃく））からのみ込む（嚥下（えんか））食べ物のため、食べるためには、咀嚼と嚥下の両方の機能が必要になる。ただ、大人に準じた咀嚼ができるようになるのは、乳歯列が完成する３歳以降で、さらに咀嚼と嚥下が連動して動く「協調運動」が完成するのは、６歳臼歯（奥歯）の出てきた後だという。

道脇医師がアドバイスする。「大人には日常の食品でも、乳幼児には危険な食品があることを確認してほしい。食品による窒息や誤嚥事故は予防できるので、みんなで注意して、子どもの事故を減らしてほしい」

◇*その他の事故、事件*

・冬の死亡事故に注意！除雪機で 19 件、一酸化炭素中毒で 17 件

～除雪機の安全装置を正しく使う、発電機は室内で使用しない、温水機器や暖房器具使用時はこまめに換気する～

＜製品評価技術基盤機構　2021 年 1 月 28 日＞

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2020fy/prs210128.html

今冬は、豪雪や大寒波の影響などで除雪機による死亡事故が相次ぎ発生し、また一酸化炭素中毒による死亡事故も発生しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で除雪作業の担い手が不足し、比較的高齢の方が慣れない作業をする地域もありより一層注意が必要です。また、給湯器などの温水機器や石油ストーブなどの暖房器具の使用機会が続き、寒さから換気を控えることで一酸化炭素中毒の事故が発生するおそれがあります。NITE（ナイト）は、冬に多く起こる事故を防ぐために、注意喚起します。

2010 年度から 2019 年度までの 10 年間に NITE に通知のあった製品事故情報※1 のうち、除雪機などでの事故、積雪の影響や凍結により発生した事故（以下、「雪・凍結に伴う事故」という。）は合計 224 件※2 あり、一酸化炭素中毒の事故は合計 69 件※2 ありました。

除雪機に体が巻き込まれたり、除雪時にはしごから転落したりして、事故が発生するおそれがあります。除雪機を使用する際は安全装置の使い方をあらかじめ取扱説明書などで確認し、必ず正しい方法で使用して、事故を未然に防ぎましょう。

また、除雪作業時に転落や落雪などにより死亡するおそれがあります。除雪作業をする際は、2 人以上の複数人で行う、命綱やヘルメットを装着するなど十分な安全対策をして行いましょう。

暴風雪などの影響による停電時に屋内で携帯発電機を使用したり、換気などをせず、給湯器や暖房器具などを使用した際には一酸化炭素中毒になるおそれがあります。特に冬は室内の換気が不十分となりがちなので、給湯器や暖房器具などを使用する際は注意が必要です。携帯発電機は屋内や換気の悪い場所では使用しない、給湯器や暖房器具などを使用する際はこまめに換気するなどして、事故を未然に防ぎましょう。

＜雪・凍結に伴う事故＞

2010 年度から 2019 年度までの 10 年間に、死亡事故 19 件（19 人）、重傷事故 20 件（20 人）発生しています。死亡事故は全て除雪機の事故です。

■事故事例

○除雪機の安全装置（デッドマンクラッチ機構※3）を無効化して使用していたため、転倒した際に除雪機が停止せずに下敷きになり死亡した。

○除雪機のシュータ※3 に詰まった雪を取り除こうと、エンジンを止めないまま直接手で除去したため、刃に触れて負傷した。

○除雪作業時に雪面の上に補助者をつけずに、はしご兼用脚立をはしご状態で使用していた際に、はしごが傾い

てずれたため、落下し負傷した。
■事故を防ぐポイント
○デッドマンクラッチ機構などの安全装置を取扱説明書で確認し、正しく使用する。絶対に安全装置の無効化などは行わない。
○雪詰まりを取り除く際は必ずエンジンを切り、エンジンや回転部の停止を確認してから行う。また、直接手で行わず、備え付けの雪かき棒を使用する。
○雪下ろしを行うために、はしごを昇り降りするときは、しっかりと固定する、補助者をつけるなど転倒・転落防止対策を行う。また、はしご上での雪下ろしは行なわない。
＜一酸化炭素中毒の事故＞
　2010 年度から 2019 年度までの 10 年間に、死亡事故 17 件（21 人）、重傷事故 4 件（7 人）発生しています。死亡事故は、携帯発電機で最も多く発生しています。
■事故事例
○停電時に携帯発電機を屋内で使用したため、一酸化炭素中毒になり死亡した。
○ガス給湯器を使用中に換気扇を使用していなかったため、一酸化炭素中毒になり死亡した。
■事故を防ぐポイント
○携帯発電機は、屋内では絶対に使用せず、風通しの良い場所で使用する。
○給湯器や暖房器具を使用する際は、こまめに換気する。また、給湯器やふろがまの給排気口をふさいだり、近くにものを置かない。降雪・積雪時には、給排気口がふさがっていないか確認する。
（※1）　消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含める。
（※2）　重複を除いた事故発生件数。
（※3）　除雪機の用語については、

◇***事故、事件の続報***

・不正論文もとに臨床研究、参加した患者に影響は？阪大
＜朝日新聞　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP1Z7S9YP1ZPLBJ00C.html
大阪大学付属病院が、肺がん患者を対象に 2015 年に始めた臨床研究を、「科学的根拠がなかった」として中止することを決めた。臨床研究の根拠にしていた論文に不正があったと認定したからだ。患者らに健康影響はなかったのか。

患者に健康被害はなかったのか

　阪大と国立循環器病研究センター（大阪府吹田市）は 1 月 30 日に会見を開き、所属していた野尻崇医師らによる論文 2 本に、存在しないデータをでっちあげる「捏造（ねつぞう）」、データを都合良く書き換える「改ざん」の研究不正があったと発表した。
　論文のうち 1 本は、15 年に米科学アカデミー紀要に報告された。肺がんの手術の際に心臓病治療薬であるホルモン「hANP」を使うと、がんの転移や再発を防げるとしていた。
　調査委員会が調べたところ、論文で示された動物実験のデータが書き直されており、正しいデータで計算し直すと、肺がんの転移予防につながる根拠にはならなかった。
　阪大は、この論文を主な根拠にして、実際の患者で hANP の安全性や有効性を調べる臨床研究を 15 年に始めていた。今回の不正認定を受け、臨床研究を中止することになった。
　この臨床研究に参加した患者は 10 施設に 300 人以上、そのうち hANP の注射を約 160 人が受けた。根拠がない治療を受けたことで、不利益はなかったのだろうか。
　今回の会見では、これまでに臨床研究で「有害事象」が計 10 件あったことが明かされた。有害事象とは、脳梗塞（のうこうそく）など治療後に起きた望ましくない反応だ。
　研究が始まり、薬を注射した人が脳梗塞を発症した時は、研究参加者の募集をいったん中止した。この臨床研究の安全性を調べるために、研究にかかわらない専門家でつくる委員会が、報告を受けて検討した。肺の手術後に起こる脳梗塞について調べた論文などをもとに、脳梗塞は注射によるものではなく、がんの手術自体が原因と

判断して、研究を続けていた。

阪大はこうした一連のプロセスには問題がなかったと主張しているが、今回の不正認定を受けて、さらに臨床研究中止後も患者の経過観察を続けることにした。

阪大病院の土岐（どき）祐一郎病院長は会見で、「患者はボランティアで臨床研究に参加する。今回のようなことが起これば、研究に対する社会全体の信頼を損なう。再発防止策を徹底していく」と話した。

国循と阪大は、野尻医師らの論文 21 本について 17 年 12 月に告発があったことから調査委員会を設けた。うち 5 本で捏造や改ざんを認定したと昨年 8 月に公表。21 本とは別の 5 論文も追加で調べ、そのうち 1 本が今回問題になった臨床研究の根拠になった論文だった。

今回のように、研究不正が確定…

・旭川医大前病院長、解任撤回を要請　「第三者委、調査すべきだ」

＜毎日新聞　2021 年 2 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210202/k00/00m/040/030000c

北海道旭川市の旭川医科大の病院長を解任された古川博之氏（６６）が１日、同市内で記者会見を開き、同日付で大学役員会に解任の撤回を要請したと明らかにした。また、辞任を求めた吉田晃敏学長の発言はパワーハラスメントに当たるとして、大学側に「第三者委員会を立ち上げ、調査すべきだ」と主張した。一方で、法的措置をとる考えは現状ないとした。

古川氏は、昨年１１月の大学運営会議で市内の吉田病院を中傷した吉田学長の発言について「録音もしておらず、流出もさせていない」と改めて否定。「会議は秘密会ではない。メモなどは自由。映像は撮ったが録音はしていない」と述べた。

また、昨年１１月に新型コロナウイルスの軽症患者受け入れを巡り、吉田学長に受け入れを提案した際「受け入れるなら、辞めてください」と拒否されたと説明。大学側は「当時受け入れ態勢は整っていなかった」とするが、同月１日時点で受け入れ可能な専用病床が確保されており「受け入れ態勢は完成していた」と反論した。

解任の判断については「複数の証言などから認定した」とする大学側に対し、「単なる状況証拠だけでは（立証が）不足している」と強調。「解任ありきで、懲戒の際のルールである反論の機会さえ与えられなかった」とした。

・三重大病院…不祥事で麻酔科医一斉退職　背景にパワハラ「今辞めたら共犯者」

＜CBC　2021 年 2 月 1 日＞　https://news.yahoo.co.jp/articles/249307c618875fce2d1720e20fa4d1bc0250dc5e

汚職事件など不祥事が相次いだ三重大学病院。不祥事を受け麻酔科の医師が一斉に退職し、その背景にパワーハラスメントもあったことが分かりました。

一連の不祥事の始まりは去年９月、臨床麻酔部のナンバー2・境倫宏医師（４８）が、カルテを改ざんして不正請求を行っていたことが発覚し、その 3 か月後に逮捕・起訴されたことでした。さらに、ことし１月には、二つの贈収賄事件も発覚。臨床麻酔部のトップだった亀井政孝医師（５４）とナンバー3 の松成泰典医師（４６）も業者から賄賂を受け取っていたとして逮捕・起訴されました。

去年９月のカルテ改ざん事件を受けて、臨床麻酔部を新たに率いる立場になった男性医師（60 代）が、部下の麻酔科医たちに対して以下のような発言をしました。

「皆さんの親・兄弟・配偶者、すべての人に伝わるよう叫び続けます。日本中に言います。三重大学を倒そうとしている人たちは、この人たちだと」

（男性医師の音声）

「この人たち」とは自分たちの事だと、複数の部下は受け取りました。

男性医師は去年９月、カルテ改ざん事件に触れた上で、部下の医師らに、「いま病院を辞めたら、共犯者とみられてもしょうがない」などと発言したのです。これを受け、複数の医師が、大学側にパワハラだと訴えていました。

「恐ろしかったです。このような上司がいる病院では、働けないと思いました」

（現場にいた麻酔科医）

三重大学は、男性医師の発言はパワハラだと認め、厳重注意したということです。

医師３人が逮捕された不祥事を受けて、臨床麻酔部の医師は一斉に退職し、１８人から４人に激減しています。そのうち少なくとも３人はパワハラ発言が退職の原因だと訴えています。

退職者の中には、新型コロナウイルスの重症者などに使う人工心肺装置・ＥＣＭＯを扱うことができる医師も含まれていて、地域医療にも深刻な影響を与えています。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について**

＜環境省　2021 年２月１日＞　https://www.env.go.jp/press/109071.html

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和３年２月１日に行い、判定結果を機構に通知しました。

◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）.

医療費等の申請に係る 99 件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 24 件について医学的判定を行いました※１ 。

これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※１　うち 26 件（医療費等：20 件、特別遺族弔慰金等：6 件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

添付資料

別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」

https://www.env.go.jp/press/files/jp/115503.pdf

□***大災害、原発事故対策***

[原子力施設全般]

・高浜原発の再稼働、地元町長が同意　老朽原発では全国初

＜朝日新聞　2021 年２月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP213FWXP1YPISC029.html

---

・東海第二原発の避難所、収容数を過大算出　1.8 万人分

＜朝日新聞　2021 年２月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP2172SVP21UJHB00M.html

---

[大震災対策]

・**大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第３号）**

［官報］　令和３年２月１日　本紙　第 423 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210201/20210201h00423/20210201h004230002f.html

〇内閣府令第３号

大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第七条第一項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第六条並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第六条の規定に基づき、大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和３年２月１日　　内閣総理大臣　　菅　義偉

大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「㊞」を削る。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十五年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「㊞」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について

＜厚生労働省　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V6_Hvm21dOUZ9dfFY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=eYHpkEObWss32_jrY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 2 月 1 日版）

＜厚生労働省　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h38Xbr1lpDXJJfkVY

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(1 月 31 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2MLcqF5uCnVOeQJY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=uUEpUINbmgv3G84rY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7vTqnmhYPEN4THRY

・国内の発生状況について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2sDeqlxsCHdMeABY

[対策・予防]

◇省庁発表

・医療従事者等への接種について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoujuujisha.html

・新型コロナワクチンについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

・第 22 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和 3 年 2 月 1 日開催)の資料を掲載しました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00216.html

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・EU 「アストラゼネカがコロナワクチン 900 万回分の追加供給へ」
＜NHK　2021 年２月１日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210201/k10012843311000.html
・ファイザーのワクチン 厚労省 12 日に承認の判断へ 最終調整
＜NHK　2021 年２月２日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210202/k10012844741000.html
・厚労省、職場での集団接種も検討 ワクチン、65 歳未満の一般住民
＜共同通信　2021 年２月１日＞　https://www.47news.jp/news/5792270.html
・ワクチン懐疑論、世界で後退　接種希望急増、日本は停滞―国際調査・新型コロナ
＜時事通信　2021 年１月 31 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021013000394&g=int
---

◇データ非公開の日本、変異種に後手
「英国変異株」だけ警戒は意味なし…もっと怖い型が流入済み？ 専門家が指摘する二つの根拠
＜AERAdot.　2021 年２月２日＞　https://dot.asahi.com/aera/2021020100039.html
---

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ　緊急事態宣言、来月７日まで延長へ　栃木除く１０都府県
＜毎日新聞　2021 年２月２日＞　https://mainichi.jp/articles/20210202/ddm/001/010/108000c
・「基本的対処方針」も変更へ 自宅療養患者の症状変化把握など
＜NHK　2021 年２月２日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210202/k10012844791000.html
・「死ぬかもしれない」　誰にも頼れない、単身の自宅療養
＜朝日新聞　2021 年２月２日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP2174YSP1YUTIL040.html?iref=comtop_7_01
・入院中にコロナ発症の男性　救急車の搬送先は自宅だった
＜朝日新聞　2021 年１月 27 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP1W331SP1VULBJ00P.html?iref=comtop_list_01
・医療従事者の重い負担 医療崩壊防ぐ支援を
＜毎日新聞　2021 年２月２日＞
https://mainichi.jp/premier/politics/articles/20210201/pol/00m/010/003000c

・発熱の従業員「コロナ未検査で回復」出勤再開の目安は
＜毎日新聞　2021 年２月２日＞
https://mainichi.jp/premier/business/articles/20210129/biz/00m/020/024000c
****

[3] **人事院規則一〇－四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院規則１０－４－３４）**

［官報］　令和３年２月１日　号外　第 23 号　15～16 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210201/20210201g00023/20210201g000230015f.html

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一〇－四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和３年２月１日　　人事院総裁　　一宮なほみ

人事院規則１０－４－３４

人事院規則１０－４（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則１０－４（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正

後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（有害な業務に係る措置）	（有害な業務に係る措置）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
２　各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、特定有害業務の行われる場所について定期に勤務環境を検査し、及びその結果について記録を作成しておかなければならない。	２　各省各庁の長は、特定有害業務の行なわれる場所については、人事院の定めるところにより、定期に勤務環境を検査し、及びその結果について記録を作成しておかなければならない。
３・４（略）	３・４（略）
別表第二　特定有害業務（第十六条、第二十五条、第二十六条関係）	**別表第二**　特定有害業務（第十六条、第二十五条、第二十六条関係）
一　次に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠こう質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務	一　次に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠こう質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務
１～６（略）	１～６（略）
７　クロム酸及びその塩並びに重クロム酸及びその塩	７　クローム及びその化合物
８～13　（略）	８～13　（略）
14　シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウム	14　シアン及びその化合物（アクリロニトリル、トリレンジイソシアネート（Ｔ　ＤＩ）及びオルト・フタロジニトリルを除く。）
15～17　（略）	15～17　（略）
18　オルト－フタロジニトリル	18　オルト・フタロジニトリル
19～22　（略）	19～22　（略）
23　二酸化硫黄	23　二酸化いおう
24・25　（略）	24・25　（略）
26　ベンゼン	26　ベンゼン及びその同族体
27　フェノール	（新設）
28　アルファ－ナフチルアミン及びその塩	27　アルファ－ナフチルアミン及びその塩、ベータ－ナフチルアミン及びその塩、オルト－トリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、マゼンタ、ベンジジン及びその塩並びにオーラミン
29　ベータ－ナフチルアミン及びその塩	（新設）
30　オルト－トリジン及びその塩	（新設）
31　オルト－トルイジン	（新設）
32　ジアニシジン及びその塩	（新設）
33　ジクロルベンジジン及びその塩	（新設）
34　マゼンタ	（新設）
35　ベンジジン及びその塩	（新設）
36　オーラミン	（新設）
37　芳香族ニトロ化合物及び芳香族アミノ化合物（アルファ－ナフチルアミン及びその塩、ベータ－ナフチルアミン及びその塩、オルト－トリ	28　ベンゼン及びその同族体のニトロ誘導体及びアミノ誘導体（27 に掲げる物質を除く。）

ジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、マゼンタ、ベンジジン及びその塩、オーラミン、パラ‐ジメチルアミノアゾベンゼン、パラ‐ニトロクロルベンゼン、四‐アミノジフェニル及びその塩並びに四‐ ニトロジフェニル及びその塩を除く。）	
38　パラ‐ジメチルアミノアゾベンゼン	（新設）
39　パラ‐ニトロクロルベンゼン	（新設）
40　四‐アミノジフェニル及びその塩	（新設）
41　四‐ニトロジフェニル及びその塩	（新設）
42　芳香族炭化水素のハロゲン置換体（３・３’‐ジクロロ‐４・４’‐ジアミノジフェニルメタン、ベンゾトリクロリド、ペンタクロルフェノール（ＰＣ Ｐ）及びそのナトリウム塩、オルト‐ ジクロルベンゼン並びにクロルベンゼンを除く。）	29　芳香族炭化水素のハロゲン置換体（３・３’‐ジクロロ‐４・４’‐ジアミノジフェニルメタンを除く。）
43　（略）	30　（略）
44　ベンゾトリクロリド	（新設）
45　ペンタクロルフェノール（ＰＣＰ） 及びそのナトリウム塩	（新設）
46　（略）	31　（略）
47　脂肪族炭化水素のハロゲン置換体（塩化ビニル、１・２‐ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、１・２‐ジクロロエタン（二塩化エチレン）、１・１・２・２‐テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）、ジクロロメタン（二塩化メチレン）、テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、臭化メチル、１・１・１‐トリクロルエタン及び１・２‐ジクロルエチレン（二塩化アセチレン） を除く。）	32　脂肪族炭化水素のハロゲン置換体（塩化ビニル、１・２‐ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、１・２‐ジクロロエタン（二塩化エチレン）、１・１・２・２‐テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）、ジクロロメタン（二塩化メチレン）、テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）及びトリクロロエチレンを除く。）
48・49　（略）	33・34　（略）
50　クロロホルム	35　クロロホルム、四塩化炭素、１・２‐ ジクロロエタン（二塩化エチレン）及び１・１・２・２‐テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）
51　四塩化炭素	（新設）
52　１・２‐ジクロロエタン（二塩化エチレン）	（新設）
53　１・１・２・２‐テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）	（新設）
54　（略）	36　（略）
55　テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）	37　テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）及びトリクロロエチレン
56　トリクロロエチレン	
57　臭化メチル	（新設）
58・59　（略）	（新設）
60　ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。）	38・39　（略）
	40　ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。別表第二の二第二号　27 に

61～80　(略) (削る) 81　(略) 82　溶接ヒューム 83　有機溶剤（82 までに掲げる有機溶剤を除く。） 84　酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質（エチレンオキシドを除く。） 85　エチレンオキシド　(新設) 86　(略) 二～十二(略)	おいて同じ。） 41～60　(略) 61　オルト - トルイジン 62　(略) (新設) 63　有機溶剤（62 までに掲げる有機溶剤を除く。） 64　酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐しよく性物質 (新設) 65　(略) 二～十二(略)
別表第二の二　特別の保存期間を必要とする記録書及びその保存期間（第十六条、第二十五条関係）	**別表第二の二**　特別の保存期間を必要とする記録書及びその保存期間（第十六条、第二十五条関係）

記録書	保存期間
(略)	(略)
二　特定有害業務のうち次に掲げる物質を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書 1～8 9　オルト - トルイジン　(新設) 10～27 28　ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。） 29～31　(略) (削る) 32～42　(略) (削る) 43　(略) 44　エチレンオキシド 45・46　(略)	(略)

記録書	保存期間
(略)	(略)
二　特定有害業務のうち次に掲げる物質を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書 1～8 (新設) 9～26 27　ニッケル化合物 28～30　(略) 31　エチレンオキシド 32～42(略) 43　オルト - トルイジン 44　(略) (新設) 45・46　(略)	(略)

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

****

[4] ***事務届出書類の押印廃止***

◇特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）

［官報］　令和３年２月２日　本紙　第 424 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210202/20210202h00424/20210202h004240002f.html

○経済産業省・国土交通省・環境省令第１号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第八条、第十条第一項及び第三項、第十二条第三項、第十六条、第十七条第一項、第十九条第一項、 第二十一条第十項　(同法第二十七条にお

いて準用する場合を含む。） 並びに第二十六条第一項に基づき、並びに同法を実施するため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年２月２日

経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し及び同条中「告示」を「公示」に改め、同条に次の一項を加える。

４　前三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（型式届出特定特殊自動車の公示）

第十四条の二　法第十条第四項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第十九条第十七項及び第十八項中「告示」を「公示」に改め、同条に次の一項を加える。

19　前二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（基準適合表示の公示）

第二十一条の二　法第十四条第二項及び第十五条の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

様式第一中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印 」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考(1)挎を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とする。

様式第三から様式第七まで及び様式第九から様式第十四までの様式中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印 」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、 備考(1)を削り、備考(2)を備考とする。

様式第十六中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印 」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

様式第十七及び様式第十八中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印 」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とする。

様式第十九中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印 」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考(1)を削り、備考(2)を備考とする。

様式第二十中「第 39 条」を「第 42 条」に改める。

様式第二十一中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印 」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とする。

様式第二十二中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印 」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考(1)を削り、備考(2)を備考とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において 「旧様式」 という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（厚生労働省告示第 32 号）

［官報］ 令和３年２月１日　本紙　第 423 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210201/20210201h00423/20210201h004230006f.html

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物

品種又は品目：グルコースオキシダーゼ

キシラナーゼ

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「業務改善助成金」の新コースを受付開始しました。

＜経済産業省　2021 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xz9XLv015HWJZbNVY

[公募結果、意見募集結果]

◇令和２年度「二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業」の採択案件の決定について

＜環境省　2021 年２月１日＞　https://www.env.go.jp/press/108997.html

****

[7] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産省告示第 212 号）

［官報］ 令和３年２月１日　本紙　第 423 号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210201/20210201h00423/20210201h004230007f.html

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・産業構造審議会第６回保安・消費生活用製品安全分科会　　２月８日

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37347

＜経済産業省　2021 年２月１日＞　産業保安を巡る環境変化と課題　等

****

[9] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・家畜伝染病予防法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと農林水産大臣が認める病原体を次のように公示する件（農林水産省告示第 213 号）

［官報］ 令和３年２月１日　本紙　第 423 号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210201/20210201h00423/20210201h004230007f.html

〇農林水産省告示第 213 号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十六条の三十四第五号の規定に基づき、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと農林水産大臣が認める病原体を次のように公示する。

令和３年２月１日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

ベスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス（Ｃ株に限る。）

・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 40 例目）について

＜環境省　2021 年１月 31 日＞　http://www.env.go.jp/press/109092.html

・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 40 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 持ち回り開催について

＜農林水産省　2021 年 1 月 31 日＞　https://www.maff.go.jp/index.html
・北海道の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2021 年 1 月 31 日＞　http://www.env.go.jp/press/109091.html
・茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 41 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2021 年 2 月 2 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210202.html
---
・フランスのアルデンヌ県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210201.html
****
[付録]
◇データ非公開の日本、変異種に後手
「英国変異株」だけ警戒は意味なし…もっと怖い型が流入済み？ 専門家が指摘する二つの根拠
＜AERAdot.　2021 年 2 月 2 日＞　https://dot.asahi.com/aera/2021020100039.html
　英国発の「変異株」への恐怖が広がるが、実はもっと怖い変異株が他にもある。どんな敵が日本に入り込んでいるのか。データが無いのが真の問題だ。AERA 2021 年 2 月 8 日号から。
＊　＊　＊
　イギリスで猛威を振るう「変異株」。昨年 12 月にジョンソン首相が「感染力が 1.7 倍の変異株が流行している」として、翌月にはイングランド全土のロックダウン（都市封鎖）を発表。1 月 22 日には死亡率も高い可能性があると発表し、世界に衝撃が走った。水際対策として政府が年末に海外からの入国を停止した日本でも、イギリスへの渡航経験が無い 3 人から「変異株」が見つかった静岡県で知事が「緊急警報」を出すなど、不安や危機感が広がる。
　イギリス発の変異株は「VOC‐2020　12／01」と名付けられ、南アフリカで見つかった「501Y. V2」とともに世界中の注目を集めている。しかし、中国・武漢発とみられる今回のウイルスが、約 1 年経って突然この二つに変異したわけではない。世界に蔓延する過程で無数に変異を繰り返し、毒性や感染力を強めたり弱めたりしながら今に至っているのだ。
■変異続ける新型コロナ
「この二つは、感染させる細胞に侵入するためのウイルス粒子の外側のスパイク（突起）に変異がみられますが、スパイクの変異はこの 1 年で何十も起こっており、ありふれたことです」
　ウイルスの変異に詳しい京都大学大学院医学研究科癌創薬イノベーション研究室の上久保靖彦特定教授はこれら二つだけを特別視する日本の状況に疑問を投げかける。上久保教授と、吉備国際大学大学院保健科学研究科・高橋淳教授は共同で、インフルエンザとコロナウイルスの遺伝情報を集積する「鳥インフルエンザ情報共有の国際推進機構（GISAID）」に寄せられた各国のデータを元に新型コロナウイルスの疫学的解析、構造解析を進めてきた。
　新型コロナは、頻繁に突然変異を繰り返す「RNA ウイルス」と呼ばれるものだ。2 人の共同研究によると、変異は 100 以上あるが、そのうち 2020 年 11 月までに疫学的に重要な影響を与えた変異が 37 個あり、うち 6 個がスパイク遺伝子の変異だったという。原型といえる「S 型」から「K 型」、「G 型」、「欧米 G 型」と変異を重ね、多くの型が派生して欧米で感染者を増やしていった。さらに世界に蔓延する過程で、中東由来の「Q 型」や南半球で生まれた「N 型」も派生している。
　また、有病率（人口 100 万人あたりの症例数）や死亡率（同死亡数）、CFR（新型コロナに罹患した集団の致死率）との比較から、感染性や毒性の強弱などを疫学的に解析した。
　その結果、2 人は 12 月 5 日に出した 3 本目の共同論文で、疫学的に影響を与えた重要な変異は 20 年の 3 月がピークで、5 月には既に頭打ちになっていたことを突き止めた。イギリスと南アフリカの変異株も、このときまでに生まれた変異型の一種だという。
「欧米 G 型は GR 型、GH 型、GV 型などに分岐しました。イギリスの変異型は GR 型の系統、南アフリカのものは GH 型の系統です。私たちは、ウイルスの毒性は変異前の G 型が最も高いことを論文で示しています。現在解析中

で未発表ですが、20 年秋に始まった欧州でのエピデミックの第 2 波は、感染性のみが上昇した GV 型を含む主に 4 種類の変異ウイルスによるものと考えています」（上久保教授）

■流入の順番が拡大左右

ここで私たちが理解しなければならないのは、やみくもに、イギリス発の「変異株」だけを怖がっていては感染拡大は防げない、という事実だ。

2 人の研究からは、前出の「Q 型」と「N 型」はともに致死率が高いなど強毒性であることが確認されている。Q 型は免疫システムをすり抜ける「免疫回避型」で、N 型はスパイク変異で細胞へ侵入しやすい性質を持つ。

Q 型はシンガポールや香港で流行し、中国にも侵入している。毒性はさほどでもないが感染力が強く、欧州で第 2 波を引き起こした GV 型は韓国への侵入が確認されており、すでに日本に来ている可能性が高いという。

年末から水際対策の強化に踏み切った日本政府。上久保教授らはこう話す。

「日本の水際対策は遅すぎました。雨ですぶ濡れになってから傘をさし始めたようなものです」

とはいえ、ウイルスの侵入を許していたとしてもマイナスばかりとは限らない。被害の大小は、ウイルス単体の性質だけでは決まらない面もあるからだ。

昨年 3 月ごろから欧米で多数の死者を出すなど被害が拡大した原因について、上久保教授は「ウイルスが流入する順番にカギがあった」と分析する。

「日本を含む東アジア、オセアニア、アフリカには S、K、G 型が順番に流入して人々が免疫を獲得していきました。一方、欧米には K 型がほとんど入らずいきなり G 型が流行した結果、ウイルスが強毒化したのです」

S 型のウイルスに感染し、体内にその特異抗体（非中和抗体）を持つ人が G 型に感染すると、体内で抗体依存性感染増強（ADE）という状態が起き、劇症化してしまうことが知られている。だが S 型のあとに K 型にも感染していれば、K 型が免疫システムの一つである「T 細胞免疫機能」を強く活性化してくれるため、G 型に対しても防波堤として働くのだという。

「東アジアとオセアニアはお互いに観光客や留学生が多数行き来し、アフリカにも多くの中国人労働者が行かれたのに対し、2 月に欧米に行かれた中国の方々は少なかったことが、K 型が流入しなかった原因とみられます」（上久保教授）

■日本の現状「公開無し」

様々な変異型に対して、日本は今後どのような感染対策をとればいいのか。その前提となるのは「どの変異型が、どの程度流行しているのか」だ。

たとえば、K 型で活性化された免疫の持続期間は他のコロナウイルスから推定して約 10 カ月とみられている。K 型の流行から時間が経ち、多くの人の免疫が廃れていれば他の型への備えも弱まる。そこに Q 型や N 型などが入ってくると急激な感染拡大を引き起こす可能性もある。

だが 11 月以降、日本からは GISAID に感染者の検体が提出されておらず、現時点でどんな型のウイルスが入り込んでいるか確かめようがないという。

「データが公開されていないと『可能性』の話しかできず、警告を出せません。国立感染症研究所が英国の専門家のようにデータを解析して警告を出してくれればいいのですが、データを抱え込んでいるだけで国民に公開しないのであれば、税金の無駄遣いになってしまうかもしれません」（上久保教授）

両教授は、日本には様々な変異タイプが十分に入り込み、すでにある種の集団免疫ができている可能性もあると考えている。

2 人が根拠として挙げるデータは二つ。一つは、東京理科大学の村上康文教授らが 8 月に発表した抗体検査の結果だ。

この検査では、10 代から 80 代までのボランティアの被験者 362 人ほぼ全員の検体から、感染経験があることを示す抗体反応がみられた。陽性の水準に届かなかったとしても、実は大半の人がウイルスに感染していた可能性が高い。

もう一つは、インフルエンザの報告の少なさだ。厚生労働省によると、今シーズンの 1 月 10 日までの 19 週間の累計は全国で 664 人。過去 5 シーズンの平均は約 35 万 6 千人だから、0・2%にも満たない。これは、前出のとおり新型コロナへの感染で、T 細胞などの免疫が活性化した結果と考えられるという。

「インフルエンザの発生率が低いことを『新型コロナの感染予防対策の成果』という人がいますが、（コロナ感

染が免疫を活性化させた）『ウイルス干渉』によるものと考える方が自然で、すでに何千万人もが新型コロナに感染済みでも不思議はない。今現在の陽性・陰性を調べるだけではなく、実際にどの程度の人が過去にコロナ感染を経験しているのか、抗体検査のサンプル数を増やすなど科学的に検証を進める必要があります」（上久保教授）

ただ、両教授は、「変異型を元に議論がなされるようになったこと自体は大きな進展」とみる。必要なのは、より多くのデータを元にした、現実的な対策だ。　　※　AERA　2021 年 2 月 8 日号

◇「日本の科学を元気にする普及団体を」　若手らが設立へ

＜朝日新聞　2021 年 2 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP213HH2P1PULBJ00K.html

科学の普及を目的とする全国規模の団体をつくろうと、若手研究者らが 1 日、NPO 法人「日本科学振興協会」（仮称）の設立に向けた準備委員会を発足させた。掲げるのは、対話を通じた多様で裾野が広い科学の振興。分野や組織、職種の垣根を越え、科学に興味がある誰もが参加できる団体として、6 月の設立をめざす。

発足に先立つ会見で、委員長を務める豊橋技術科学大講師の小野悠さんは「論文数の低下など、国際的な地位が低下している日本の科学を元気にしたい」と設立の理由を話した。同じく委員長の京都大特定准教授の馬場基彰さんは「垣根をこえた多様な科学ネットワークをつくり、みんなと科学を振興していきたい」と語った。

モデルとするのが、12 万人の会員が所属する「米科学振興協会（AAAS（トリプルエーエス））」だ。著名な科学誌サイエンスを発行し、科学予算の分析から科学教育活動まで担う世界最大の科学普及団体で、今回設立する協会は「日本版 AAAS」との位置づけだ。国を代表するアカデミーである日本学術会議が、優れた研究者で構成される「科学者の代表」であるのに対し、協会は「誰でも参加できる」多様性が特徴だ。

主な活動としては、市民イベントや科学番組の開設、最新の研究を伝える学術誌の刊行などを想定する。雇用が不安定な若手研究者の問題や博士課程への進学率の減少など、日本の科学技術が抱える課題について政策提言も出す。

準備委に加わる藤田医科大教授の宮川剛さんは「提言を出すだけで終わらず、行政や政治家、企業の方々と密接に議論していく。多様な人々と対話することが我々の活動の肝だ」と話す。学会や大学、企業、市民組織とも連携する。

協会の設立に向けて、大学の若手研究者や会社員、学生など 46 人が準備を進めている。協会のアドバイザーには、日本学術会議会長の梶田隆章・東京大教授や原山優子・理化学研究所理事らが名を連ねる。

今後、運営費をクラウドファンディングや企業の協賛などで募る予定だ。現在は、運営を担う委員や賛同者を募集中。問い合わせはメール（contact@jaas.group）。協会の詳細はホームページ（https://jaas.group/別ウインドウで開きます）へ。

********** 以上 **********